

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度について

# 個人住宅の既存照明のLED化の 申請を検討されている方へ

## 申請できる要件は

- ① 板橋区内で現在お住いの個人住宅の照明器具に新たにLED照明を購入して、設置工事を行うこと。
- ② 補助金交付申請時点において設置工事に着手していないこと。  
**※すでに工事を開始している場合は、対象になりませんので  
ご注意ください。**
- ③ 令和3年3月19日までに設置完了報告書等を提出できること。
- ④ 住民税及び軽自動車税を滞納していないこと



## 対象機器の要件は

既設の白熱灯等の照明から省エネルギー効果が高い  
LED照明への設置工事を伴う改修を行うこと。

今まで照明の無かった場所に新たにLED照明を付ける場合は、対象になりません。

また、工事を伴うLED照明器具への器具全体の交換、又は既存の照明器具に配線工事を行ってLED照明に交換する場合が対象となり、工事を伴わない器具交換及びランプ交換のみの場合は対象となりません。



## ◎ 申請手続きに必要な書類について ◎

### a 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

※ 申請書は板橋区のホームページからダウンロードすることが出来ます。

また、板橋区役所北館7階12番窓口でも配布しています。

### b 添付書類

#### ① 発行後3か月以内の納税証明書（板橋区外で課税されている方は必須）

・住民税及び軽自動車税納税証明書、または非課税証明書

【令和2年9月30日以前の申請の場合⇒令和元年度（平成31年度）の証明書】

【令和2年10月1日以降の申請の場合⇒令和2年度の証明書】

※板橋区内が住民登録地かつ課税地の場合、補助金交付申請書2枚目に記載があります「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。

- ② 建物の登記事項証明書（発行後3カ月以内）
- ③ LED設置工事に係る見積書とその内訳書のコピー

※ 機器の製品型番・数量等を明記してあるもの

- ④ ③に記載のある製品のパンフレット

※ 機器の形状・規格・仕様・消費電力がわかるもの

- ⑤ 施工前の状態を示す写真

※ 補助金対象箇所全ての写真が必要。

- ・ 器具全体の写真
- ・ 電球の製品型番のアップ（現在のワット数がわかるように撮影してください）

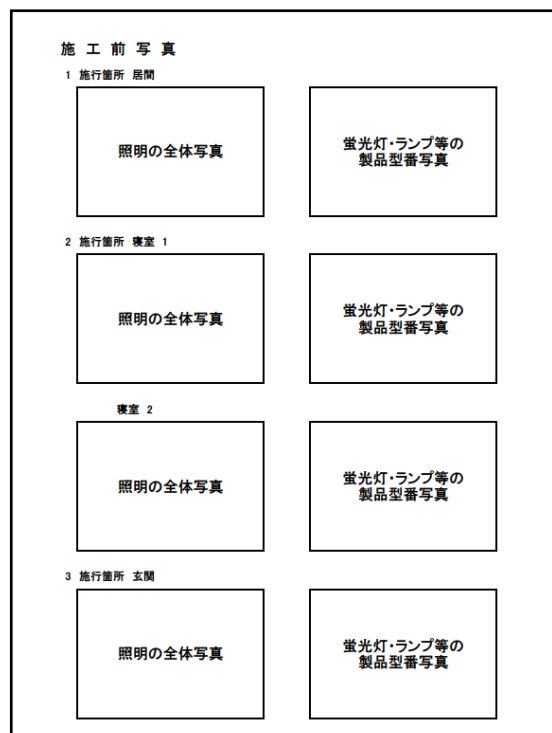
◎ 左図のように、A4の用紙に貼付して、ご提出ください。

- ⑥ 施工場所がわかる図面

- ⑦ 安全等確認書

※配線工事を伴うランプ交換を行う場合に必要。

指定の用紙（ホームページに掲載有）に  
施工業者が記入・押印したもの。



以上の書類を整えて、申請してください。

◇ 申請は次の3つの方法で受付けています。



- ① 申請者本人による窓口申請
- ② 施工業者等代理人による窓口申請（委任状不要）  
※代理人による申請の場合は、連絡を密にして、申請者は申請の状況がどうなっているのか把握するように努めてください
- ③ 郵送による申請

☆☆ 担当・問合せ ☆☆

板橋区資源環境部環境政策課脱炭素社会推進係（区役所北館7階 12番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページ：

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005921.html>